

NO&T Client Alert

2020 年 3 月 12 日号

国内外における新型コロナウイルスの影響まとめ（速報・その 2）

はじめに

3 月 11 日、世界保健機関(WHO) は新型コロナウイルスの感染が「パンデミック（世界的流行）」に該当すると発表し、国から国への感染の広がりへの制御が難しい状態にあるとの認識を示しました。感染拡大に伴う国内の各種法律問題に加え、海外に子会社・関係会社を抱える企業からの問い合わせも増えているため、当事務所の海外オフィスと連携して速報ベースで各国の方針や影響拡大状況の概要につきお知らせ致します。なお、本ニュースレターは感染拡大が続く間、不定期に配信していきたいと思いますが、同感染症の拡大状況については日々状況が変化している中、本ニュースレターの内容がその後変更・更新されている可能性については十分ご留意の上参照ください。本ニュースレターの内容は、特段記載のない限り、2020 年 3 月 10 日夜時点で判明している情報に基づいています。

国内（塩崎彰久弁護士：akihisa_shiozaki@noandt.com）

全体概況 死亡者：12 人、感染者数：568 人¹（3 月 11 日現在）

3 月 10 日、新型インフルエンザ等対策特別措置法改正案が閣議決定された。同改正案の下では、一定の条件の下、施設の利用制限や催しものの開催制限の要請・指示に法的根拠を付与することが可能となるため、発動された場合には取引関係等へ一定の法的影響が生じ得る。

また同日、政府は正規非正規を問わず会社員の保護者が休業した補填に充てるための企業向け助成金（1 人あたり日額上限 8,330 円）や、雇用調整助成金の特例措置の大幅な拡大等を内容とする緊急対応策第 2 弾を発表しており、労務的観点から注視に値する。

また、国内での感染者の拡大に伴い、社内で感染者や濃厚接触者が発生した場合にその事実を HP 等で公表する企業は増加傾向にある。

主な政府発表

- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針²」（対策本部・2 月 25 日）
- ・「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ³」（内閣総理大臣・2 月 26 日）
- ・「定時株主総会の開催について⁴」（法務省・2 月 28 日）
- ・「新型コロナウイルスに関する Q&A（企業の方向け）⁵」（厚生労働省・3 月 9 日更新）

¹ ただし、クルーズ船（ダイヤモンド・プリンセス号）内の感染者 706 人を除く。

² <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000599698.pdf>

³ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00002.html

⁴ http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00021.html

⁵ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

- ・「新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮について要請しました」⁶（厚生労働省・3月6日）
- ・「小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援のための新たな助成金を創設します」⁷（厚生労働省・3月9日）
- ・「新型インフルエンザ等対策特別措置法改正案」の閣議決定⁸（内閣官房・3月10日）
- ・「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 - 第2弾」⁹（首相官邸・3月10日）

渡航情報

1. 日本から外国への主な渡航制限（3月10日現在）

中国及び韓国の広域にレベル3の感染症危険情報（渡航中止勧告）が外務省より出されております。また、アジアの国のみならず、イタリアやイランについてもレベル3の感染症危険情報（渡航中止勧告）が出されるなど、渡航中止勧告対象区域が拡大しております。

2. 外国から日本への主な渡航制限（3月10日現在）

日本は現在、中国、韓国及びイランの一部地域に滞在歴のある外国人の入国を原則拒否しています。¹⁰

中国（川合正倫弁護士：masanori_kawai@noandt.com）

全体概況 死亡者：3,158人、感染者数（累計）：80,778人（3月11日現在）¹¹

中国では国務院による春節期間の延長、各地方政府による事業再開の制限、公共交通機関の停止や駅・空港の閉鎖による移動制限等の各種の強力な感染拡大防止措置が講じられた効果もあり、新たな症例数及び死亡者数は顕著な減少傾向にある。2月17日の国務院の指示に基づき、社会・経済活動の回復に向けた新たな防疫管理方法として、各省の県レベルの行政単位ごとに高、中、低のリスク分類が実施されている。中、低に分類される地域が増加しており企業の再開が順次進められている。

他方で、近時は国外から流入した感染者に関する報告が相次いでおり、海外からの感染流入の防止を最重要任務と位置づけ、日本を含む新型コロナウイルスの感染が拡大している国・地域からの入国者の管理が一段と強化されている。北京や上海を初め多くの地域で、空港からの移動手段が制限されるだけでなく14日間の自宅又は指定施設での隔離が求められている。

主な政府発表

- ・中国国務院は2月18日付で、企業の社会保険料負担を一定期間減免するなどの措置を公表した。これを受け、人力資源・社会保障部は2月20日及び21日に社会保険料の企業負担分を一定期間減免する旨の通知を公表した。
- ・各地方政府も、企業の負担軽減等に関する方針を打ち出しており、例えば上海市政府は2月8日に「全力で感染症を防止・抑制し、企業の穏やかで健康な発展に向けた支援のための若干の措置」¹²を発表した。この措置は、(1) 企業が新型コロナウイルス感染拡大防止に取り組むことへの支援、(2) 各種企業負担の軽減、(3) 企業に対する金融支援救済力の強化、(4) 企業の雇用の安定化のための支援、(5) 企業の操業再開の促進、(6) 企業向けサービスとビジネス環境の最適化などから構成される。さらに3月3日に上海市政府は企業サポート策28条に関するQ&Aも公表した。
- ・新型コロナウイルス感染症の予防・抑制期間に居留期間が満了となった場合、中国国内に在留している外国人に

⁶ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10000.html

⁷ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

⁸ <https://www.kantei.go.jp/jp/kakugi/2020/kakugi-2020031001.html>

⁹ https://www.kantei.go.jp/jp/pages/coronavirus_2nd_emergency_response_summary.html

¹⁰ <http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

¹¹ 大部分は武漢が所在する湖北省に集中している：累計死者数3,046人、累計感染者数67,773人

¹² 上海市人民政府外事弁公室が日本語訳を掲載している。

<http://wsb.sh.gov.cn/wsb/node466/n993/n994/u1ai39349.html>

については自動的に 2 カ月期限が延長される。外国に一時帰国している期間に期間満了となる者には適用されない。

渡航情報

・3月10日から日本人が、旅行、友人訪問又はトランジットのいずれかの目的で中国に入国する場合、滞在日数が15日以内であれば査証を免除するという措置を暫定停止される。停止措置の終了時期は未定。日本人のビジネス及び親族訪問目的の中国訪問については引き続き査証免除が適用されるが、入国時に中国国内の招待側が7日以内に発行した書類の原本を提示する必要がある。

・中国の一部地域では日本や韓国からの入国者に対し、到着空港から当局の指定車両で居住地や指定ホテルに移送して14日間の隔離措置を義務づけるなど、海外からの渡航者に対する入国管理を厳格化する動きが広がっている。3月10日以降、浙江省では自宅隔離が認められず指定施設での隔離が求められるという情報があるなど、地方ごとに対応が異なる。

・3月3日、上海市でも日本を含む新型コロナウイルス感染症が広がっている国・地域からの渡航者を対象に14日間の自宅又は指定施設での隔離措置が公表された。3月3日以降に入国した場合、上海では、空港からの移動手段の制限に加え、入国後の自宅又は指定施設での隔離が強制され、自宅等への抜き打ち査察や1日2回の検温状況の報告が求められるなど厳格な管理が実施されている。

・3月11日、北京市は新型コロナウイルス感染の深刻な地域以外から入国する者に対しても、一律に14日間の自宅観察または指定場所での医学観察の措置をとると発表した。日本、韓国、イタリア、イランからの入境者に対して行っていた措置の対象者を拡大する内容であり、海外からの感染流入防止の規制が強化されている。

・北京では、イタリアから飛行機で北京に到着した4名が入国健康申告カードに事実通りに申告せず、伝染病予防治療妨害罪に違反したとして逮捕されたという報道もあり、中国に入国する場合には政府の管理措置の内容に十分注意する必要がある。

その他

・感染リスクが低下した地域の製造業を中心に事業再開の動きがみられる一方で引き続き多くの企業で在宅勤務、また、学校ではオンライン授業が採用されている。なお、上海日本人学校は一度公表した授業再開時期の通知を撤回している。

米国（大久保涼弁護士：ryo_okubo@noandt.com）

全体概況 死亡者：29人、感染者数：938人（39州（District of Columbiaを含む））（3月11日現在）

米国においては、ワシントン州、カリフォルニア州に続きニューヨーク州での感染者が急拡大しており、3月7日にはニューヨーク州でも非常事態宣言が発令された（3月10日現在で州内で173名の感染者が報告されており、米国で感染者数が最多の州となっている）。全米での感染者数は日本の感染者数を超えて1,000名規模となっており、各州や自治体は現在感染者の多いエリアを中心に市中感染拡大防止策に力を入れている。具体的には、感染者が発生した地域の封鎖・消毒措置、学校の休校やオンライン授業への移行などが挙げられる。民間部門においてもリモート勤務体制を取る会社が増えている。そのような中で、トランプ大統領は、3月11日、英国を除く欧州から米国への3月13日から30日間の渡航停止措置を取ることを発表した。これらによる今後の混乱や更なる感染拡大への不安から、株価が大幅に下落するなど経済は混乱状態となっている。乗客の感染が判明したカリフォルニア州沖に停泊しているクルーズ船「グランド・プリンセス」号は3月9日、同州オークランドに入港し、乗客は米軍基地に隔離され経過観察を受けることになった。

主な政府発表

- ・トランプ大統領による、英国除く欧州から米国への渡航停止措置の発表（3月11日）
- ・トランプ大統領による、減税による景気刺激策の検討の発表（3月9日）
- ・新型コロナウイルス対策用の83億ドルの緊急補正予算法が成立（3月6日）
- ・SECが、上場会社に対して、3月1日から4月30日までに提出義務のある有価証券報告書等（Form10-K, 10-

Q など)の開示義務について提出期限の45日間の延長を認める命令を発出(3月4日)

渡航情報

- ・3月13日から30日間、英国を除く欧州から米国への渡航が停止されることが発表されている。
- ・2月2日に米国政府は過去14日間に中国を訪問した外国人の入国を禁止。米国民、グリーンカードホルダー、その家族等は入国は認められるが健康状態のモニタリングや14日までの隔離措置の対象になる。
- ・2月29日に米国政府は、過去14日間にイランを訪問した外国人の入国を禁止するとアナウンスした。
- ・CDC(米国疾病予防管理センター)は、以下の国への海外渡航について3月2日時点で以下の注意レベルを発表している。

レベル3(不必要な渡航を避けること):中国、イラン、イタリア、韓国

レベル2(高度な注意をすること):日本

レベル1(通常の注意をすること):香港

- ・ニューヨーク州では、上記渡航注意先から帰国したニューヨーク市民に帰国後14日の自宅待機を要請している。もっとも、日本からニューヨークへの旅行者について、現時点で入国に問題が生じたという報告はなされていない。

その他

- ・検査態勢の増強により、感染者の報告は引き続き増えることが予想される。
- ・米国では、ビジネスへの影響も大きく出始めており、法的問題も現実化しつつある。例えば、新型コロナウイルスを理由として契約の履行ができなかった場合に典型的に問題になるのが、「不可抗力(force majeure)」を理由に契約上の義務から免除されるか、である。この点ビジネス契約において広く使われているNY州法においては、「不可抗力(force majeure)」による契約上の義務の免除は、契約書に不可抗力に関する明確な規定がある場合に限り認められ、また一定の事由が不可抗力に含まれるか否かについては具体的な文言に照らして制限的に解釈される。また不可抗力を主張する側の当事者が不可抗力と不履行の因果関係、合理的な努力をしたにもかかわらず履行が不可能(実務的に困難というレベルでは不十分)であったこと、不可抗力が予見不可能であったことなどを立証する責任を負う。従って、新型コロナウイルスによる不可抗力を主張するには、対象となる契約中に不可抗力条項があり、不可抗力事由の制限列举がなされている場合にはその中に該当する文言(epidemic等)、例示列举であってもこれに相当する具体例の文言が含まれていることが必要である。最近締結した契約の場合には、どの時点まで予見不可能であったかについてが、難しい判断になると思われる。
- ・ワシントン州の連邦裁判所が全ての審理の延期を発表するなど、裁判所による法廷における手続の延期も増えつつある。

シンガポール(坂下大弁護士: yutaka_sakashita@noandt.com)

全体概況 死亡者:0人、感染者数(累計):166人(3月10日現在)

2月7日に感染指標に基づくリスクレベルが4段階の上から2番目のオレンジに引き上げられて以降、民間企業に対しては、大規模イベントの開催延期、職場での体温検査の実施、BCP(Business Continuity Plan)の策定等の感染拡大防止措置が政府から推奨され、多くの民間企業がそれに沿った対応を採っている。また中国全土からの入国制限を早々に決め、現在はイラン、北イタリア、韓国への渡航歴がある外国人の入国も制限するなど、水際の感染予防措置も迅速に実施している。もっとも、1週間ほど前までは1日数人程度の新規感染者数で推移していたのが、ここ数日は新たな集団感染源の発生等により1日10人前後の新規感染者が確認されており、予断を許さない状況にある。

主な政府発表

- ・保健省によるDisease Outbreak Response System Condition(DORSCON)と呼ばれる感染指標に基づくリスクレベルのオレンジへの引き上げ(2月7日)
- ・人材省による企業向け社内での感染者が確認された場合の対応ガイドラインの策定(2月21日、同27日、同

28 日)

- ・人材省及び出入国管理局による自宅での経過観察措置に違反した外国人及び永住権保持者の国外退去処分（2 月 9 日、同 26 日）
- ・クリーン・タスクフォースの設置の発表（3 月 6 日）（世界的な感染の拡大を受け、水際対策の効果が今後限定的になることを想定し、シンガポールにおける衛生環境の向上のための施策を行う）

渡航情報

- ・中国本土、イラン、北イタリア、韓国への渡航歴がある外国人（永住権及び長期滞在パス保有者を除く。）の入国及び乗継ぎは禁止している。またこれらの地域に渡航歴のあるシンガポール人や永住権及び長期滞在パス（雇用パス等）保有者については、シンガポールに入国後 14 日間の自宅経過観察措置が義務づけられており、違反した場合には（外国人のケース）、永住権の剥奪や国外退去等の厳しい処分が科されており、また雇用者（会社）にも今後 2 年間の雇用パス申請不許可の処分が科されている。
- ・過去 14 日以内に上記の入国禁止対象国への渡航歴がある雇用パス保有者は、シンガポール入国前に人材省の許可を得ることが必要である。
- ・上記の入国禁止対象国へのシンガポールからの渡航に加えて、日本への渡航も自粛勧告が政府から出されている。ただし、日本からシンガポールへの入国については現状制限されていない。

その他

- ・当局のウェブサイトにおいて、各感染者の属性や既確認感染者とのリンク等の情報が比較的詳細に公開されている。また、登録者には、政府より 1 日 1、2 回程度の頻度で SNS(WhatsApp)を通じ新規感染者数その他の最新情報が配信されている。

インドネシア（福井信雄弁護士：nobuo_fukui@noandt.com）

全体概況 死亡者：1 人、感染者数（累計）：34 人（3 月 11 日現在）

2 月上旬には法務人権大臣令を制定して緊急措置として中国人及び中国への渡航歴のある外国人の入国禁止措置をとった結果、2 月の 1 ヶ月間は感染者が確認されなかったが、3 月に入り徐々に感染者が増加しつつある。各国の感染拡大状況を踏まえ、3 月 8 日からはイラン、イタリア、韓国へ直近 14 日以内に渡航歴のある外国人旅行者に対する入国禁止措置を追加で発動した。現在は、空港での体温検査や健康カードの提出に加えて、駅やオフィスビルでの体温検査等の対応が徐々に増えてきている。

主な政府発表

- ・法務人権大臣令 2020 年第 3 号（2020 年 2 月 5 日制定）に基づく中国人及び中国への渡航歴のある外国人へのビザ発給の一時停止
- ・ジョコウィ大統領によるインドネシア初の国内感染事例に関する声明（3 月 2 日）

渡航情報

- ・中国人及び中国に渡航歴がある外国人の入国は禁止している。
- ・3 月 8 日以降、イラン、イタリア、韓国へ直近 14 日以内に渡航歴のある外国人旅行者に対する入国が禁止されている。（この措置に関する根拠法令は未施行）
- ・日本への渡航及び日本からシンガポールへの入国については現状制限されていない。
- ・3 月 2 日のジョコウィ大統領の声明のなかで、日本人からの感染を示唆する発言があったことから、在留日本人に対する嫌がらせ行為等が起きており、大使館が相談窓口を設置するなどして対応にあたっている。

ベトナム（澤山啓伍弁護士：keigo_sawayama@noandt.com）**全体概況** 死亡者：0人、感染者数：38人（3月11日現在）

中国と国境を接して経済的結びつきも強いベトナムでは、当初から警戒を強め、早期に中国とのフライトの運行停止、旧正月明けからの全国の学校の休校、感染者が複数出た北部の村の隔離などの措置を執っていた結果、2月14日以降新規の感染症例は確認されていなかった。しかし、3月6日に欧州からの帰国者とその濃厚接触者の感染が、翌7日には韓国からの帰国者の感染が判明し、突如それらの接触者計18人の感染が明らかとなった。ベトナム政府は、ある感染者との接触者500人を隔離するなど、抑え込みに全力を注いでいる。

主な政府発表

- ・COVID-19を死亡比率が高く非常に危険な感染症であるグループAの感染症に指定（2020年2月1日付首相決定第173/QD-TTg号）。
- ・副首相を委員長とするCOVID-19対策国家指導委員会を設置。

渡航情報

- ・現時点で、ベトナム政府は日本からの渡航者を対象とした特別な措置の実施を指示していないが、ハイフォン市では、3月6日付ハイフォン市COVID19予防指導委員会通達（07/HD-BCD）に基づき、日本からの入国者等を隔離対象とするとしている¹³。
- ・地域によっては、日本人の労働許可証の申請受理を拒否される事例が出ている模様。但し、労働・傷病兵・社会問題省は、在ベトナム日本国大使館に対して「中国や韓国の入国制限対象地域に過去の滞在履歴がない日本人については、通常どおり労働許可証の申請を受理し、発給業務を行っている」と回答したとのこと¹⁴。
- ・ベトナムに入国する全ての乗客に医療申告が義務付けられた。虚偽申告等には罰則が適用される。
- ・韓国、イタリアに加えて、フランス、ドイツ、英国など欧州8カ国の国民に対するビザ免除措置を一時停止。500人以上の患者が発生した国や一日に50人以上の患者が出ている国に対するビザ免除措置の停止を検討していることから、日本が対象に加わるのも近いかもしれない。

その他

以下の事例のように、ベトナム政府は徹底した水際対応を行っている。

- ・3月4日にカンボジアからホーチミンを経由して日本に帰国した日本人が中部国際空港の検疫で感染確認された。この日本人がカンボジアからホーチミンに搭乗していた飛行機に搭乗してベトナムに入国した乗客乗員、及びこの日本人が日本行きの便で搭乗していた機体を利用して中部国際空港からホーチミンに戻った便に搭乗していた乗客乗員のうちベトナムへの入国を希望した人は、全員隔離対象になっている。
- ・3月6日に感染が判明した欧州からの帰国者（ベトナム人）及び同人と同じ飛行機に搭乗していて陽性反応が出た外国人の接触者は、3次接触者に至るまで隔離対象となっている。

インド（山本匡弁護士：tadashi_yamamoto@noandt.com）**全体概況** 死亡者：0人、感染者数（累計）：60人（3月11日現在）

インドでは連日感染者の増加が公表され、感染が確認されたのが累計60人である。この中にはイタリアからの旅行者も含まれる。空港等での検疫を強化している。人口が多く、人口密集地も多いため、大規模な感染が懸念されている。

¹³ https://www.vn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/corona0309.html

¹⁴ https://www.vn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/Roudoukyoukashounohakkyunitsuite_022020.html

主な政府発表

- ・中国、韓国、イラン、イタリア、フランス、スペイン及びドイツへの渡航中止、並びにコロナウイルスの感染があった国への不急の渡航中止が勧告されている。
- ・韓国及びイタリアからインドに渡航しようとする者は、医療機関が発行するコロナウイルスに感染していないことを証する証明書を有していることを要する。その他の国からの渡航者も、自己申告書を提出する必要がある。
- ・保険・家族・福祉省（Ministry of Health & Family Welfare）が Do's and Don'ts を公表している¹⁵。

渡航情報

- ・3月3日以前に日本、イタリア、イラン及び韓国の各国国民に発給されたビザは同日に失効した。やむを得ない理由によりインドに入国する必要がある場合は、インド大使館又は領事館で新たなビザの発給を受ける必要がある。また、3月11日以前にフランス、ドイツ及びスペインの各国国民に発給されたビザも同日に失効した。中国及び上記各国に2月1日以降に渡航した者のビザも失効した。
- ・日本人への On-arrival Visa の発給は停止されている。
- ・日本、中国、香港、韓国、イタリア、タイ、シンガポール、イラン、マレーシア、フランス、スペイン、ドイツに渡航歴のある者は、インドへの到着後14日間、自主的な隔離の対象とされ、雇用主は、この期間内、従業員が在宅勤務できるようにすべきとのことである。

その他

- ・雇用主は、一般的に職場における従業員の安全・健康を確保すべき義務を負っており、コロナウイルスに関しても、従業員への情報提供、職場における衛生環境の確保、感染者・感染の可能性のある者の出勤停止（病気休暇等）、在宅勤務等の措置を検討すべきである。出張（インド国内出張を含む）を制限する現地企業も出てきている。現地報道によれば、カルナタカ州政府が公表したガイドラインには、風邪と似た症状のある従業員の在宅勤務を認める等、雇用主がとるべき措置が含まれているとのことであり、州によってはこのようなガイドライン等を公表することもあり得る。
- ・現地報道によると、財務省（Ministry of Finance）が、太陽光発電デベロッパーに対し、コロナウイルスによるサプライチェーンの混乱により、契約上の期限を遵守できなかったとしても、財務上の制裁を回避するため、不可抗力条項を発動することができる公表したとのことである。
- ・デリー等で学校が閉鎖されている。

タイ（佐々木将平弁護士：shohei_sasaki@noandt.com）

全体概況 死亡者：1人、感染者数：59人（3月11日現在）

タイは中国外では比較的早くからまとまった数の感染者が出ていたが、その後の伸びは比較的抑えられており、感染地域への渡航歴のある者の感染例が散見される状況となっている。

主な政府発表

- ・日本を含む感染例が多く見られる地域への渡航には、自粛要請が出ている。
- ・2月27日以降、保健省から、日本を含む感染例が多く見られる地域からの渡航者に対して、14日間の自宅等における症状の観察等の協力の要請が行われている。
- ・3月1日付で、新型コロナウイルス感染症は、感染病法上に基づく危険伝染病として指定された。当該指定により、事業所の所有者や管理者は、感染の疑いのある者が出た場合には、3時間以内に当局に届け出る義務を負うこととなった。また、当局が、感染の疑いのある者に対する検査の命令、市場、飲食店、工場、公共集会施設、教育機関等の一時閉鎖等の措置を取ることが可能となった。
- ・3月6日付で、韓国、中国（マカオ及び香港を含む）、イタリア及びイランが危険感染症地域に指定された。9日

¹⁵ https://www.mohfw.gov.in/Poster_Corona_ad_Eng.pdf
<https://www.youtube.com/watch?v=IN4Wr1s48cM>

以降、これらの国からの渡航者に対して健康証明書の提出を求める運用が始まっている。保健省のウェブサイトにおいては、これらの国からの渡航者は指定場所における 14 日間の強制隔離の対象とされているが、現時点では具体的な方法は公表されていない。

渡航情報

・これまでタイへの渡航は制限されていなかったが、3 月 11 日付けで、中国、韓国、香港及びイタリアに対するビザ免除措置の停止、及び、それらの国を含む 19 か国・地域の到着ビザの発行の停止が決定され、それらの国・地域からの渡航が事実上制限されることとなった。日本からの渡航は制限されていない。

その他

・日本への渡航歴のあるタイ人感染者が日本への渡航歴を当初申告していなかった事案が発生し、当該感染者の対応が問題視されている。検査等の場面で渡航歴等の照会があった場合には、正確な申告を行う必要がある（危険伝染病に関して、医師に対して渡航歴を隠すことや虚偽の情報を伝えることは、2 万バツ以下の罰金の対象となる）。

・タイの会社は、会計年度終了後 4 か月以内に年次株主総会を開催することが法律上求められているが、管轄当局である商務省から、期限内に開催できなかった場合には、開催後にその旨を文書で報告することを求めるアナウンスが行われた（期限内に開催できないことを事実上容認する趣旨のものであると解される）。

・労働保護福祉局から、労使に対する協力要請のための通達（感染のリスクがある又は隔離が必要と認められる従業員がいる場合には労働監督官に報告すること等を含む）が行われている。

フィリピン（坂下大弁護士：yutaka_sakashita@noandt.com）

全体概況 死亡者：1 人、感染者数（累計）：33 人（3 月 10 日現在）

フィリピンは比較的早期に中国本土、香港、マカオからの入国禁止措置を採り、感染者は 3 月 5 日時点まで武漢からの渡航者 3 人（死亡者 1 人）のみという状況が続いていたが、3 月 6 日に 2 人の感染（うち 1 人は海外渡航歴がなく国内感染）が確認されて以降感染者が増加し始め、9 日には 10 人、10 日には 13 人の新規感染者が確認される等、この数日で感染拡大が加速し始めた印象である。かかる状況を受けて、9 日には大統領が公衆衛生上の非常事態を宣言した。

主な政府発表

・労働雇用省が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた柔軟な働き方に関するガイドラインを発表（3 月 4 日）

・国内感染の増加を受けて、COVID-19 アラートシステムを Code Red sublevel 1（5 段階のうち上から 2 番目）に引き上げ（3 月 7 日）

・大統領による公衆衛生上の非常事態宣言（3 月 9 日発表）

渡航情報

・過去 14 日間以内に中国本土、香港、マカオ、韓国大邱広域市及び慶尚北道清道郡に滞在歴のある外国人（永住ビザ保有者等を除く）の入国及び乗継ぎは禁止されている。

・フィリピン国民については、中国本土、香港、マカオ、韓国の大邱広域市及び慶尚北道清道郡への渡航が禁止されており、韓国のうち前記以外の地域へは、関連するリスクを理解したことを示す宣誓書に署名することを条件に渡航可とされている（いずれも当該地域の永住権保有者等は別の制限あり）。

その他

・大統領より、3 月 10～14 日の期間中はマニラ首都圏の全ての学校を休校にするよう指示がなされている。

マレーシア（長谷川良和弁護士：yoshikazu_hasegawa@noandt.com）**全体概況** 死亡者：0人、感染者数（累計）：129人（3月10日現在）

マレーシアは、2月末日時点での感染者数は25名であったが、3月に入って以降、感染者数が急速に増加しており、3月10日時点でASEANの中ではシンガポールの次に感染者数が多い国となっている。2月末日時点で過去14日間以内に中国3州及び韓国の一部地域に滞在歴ある外国人の入国禁止等の対策を講じていたが、3月5日には、過去14日間以内にイタリア3州、日本の北海道、イラン3地域に滞在歴ある外国人の入国禁止も新たに決定し、水際対策を強化している。その最中、政治的対立に端を発してマハティール元首相が辞任し、ムヒディン氏が新首相に就任しており、今後はムヒディン政権下での感染症対策が注目される。

主な政府発表

- ・人的資源省が新型コロナウイルスを含む感染症予防対策に係るガイドラインを公表（2月6日）
- ・マハティール元暫定首相が新型コロナウイルスによる経済的打撃の軽減策として200億リンギット（約5,000億円）の経済刺激策を発表（2月27日）
- ・国王が国民に向けて保健省による感染者調査等への全面協力を要請（3月7日）
- ・在宅監視命令を受けた者は、法令遵守及び監視命令に基づく規則を要遵守という旨を保健省が発表（3月8日）

渡航情報

- ・2月末日時点で、過去14日間以内に中国3省（湖北省、江蘇省、浙江省）、韓国の大邱（テグ）広域市及び清道（チョンド）郡に滞在歴ある外国人（永住者、長期ビザ保有者等を除く）の入国を禁止。
- ・3月5日に、更にイタリア3州（ロンバルディア州、ヴェネト州、エミリア・ロマーニャ州）、日本の北海道、イラン3地域（テヘラン、コム、ギラン）に滞在歴ある外国人（永住者、長期ビザ保有者等を除く）の入国も一時的に禁止。
- ・全マレーシア国民に、全ての海外渡航、特に中国、韓国、日本、イタリア及びイランの上記公表された地域への渡航延期を勧告。

ミャンマー（長谷川良和弁護士：yoshikazu_hasegawa@noandt.com）**全体概況** 死亡者：0人、感染者数（累計）：0人（3月10日現在）

ミャンマーでは、未だ感染者は確認されていない。政府はCOVID-19を法定感染症に指定し、感染者が多い地域を順次、入国禁止の対象地域に追加すること等によって水際対策の強化を図っている。

主な政府発表

- ・COVID-19を法定感染症に指定（2月28日通達）
- ・所定の症状がある場合、指定病院での隔離措置を講じる。

渡航情報

- ・過去14日間以内に中国2省（湖北省、浙江省）、韓国の一部地域（大邱広域市、慶尚北道清道郡、慶尚北道慶山市、安東市、永川市、漆谷郡、義城郡、星州郡及び軍威郡）、イラン3地域（テヘラン、コム、ギラン）に滞在歴ある外国人の入国を禁止。
- ・上記地域を除く中国（香港とマカオを含む）及び韓国からの入国者に、検疫所長が指定する場所での14日間の待機を要求。

[執筆者]

**大久保 涼**（弁護士・パートナー）

ryo_okubo@noandt.com

ニューヨーク・オフィス共同代表。2006年にThe University of Chicago Law SchoolにてLL.M.取得。2007年ニューヨーク州弁護士登録。2006年～2008年にRopes & Gray LLP（ボストンオフィス及びニューヨークオフィス）に勤務。2018以降ニューヨーク・オフィス共同代表を務める。主に日米クロスボーダーのプライベート・エクイティ、M&A、買収ファイナンス、証券法、宇宙ビジネスを中心にアドバイスを行っている。

**塩崎 彰久**（弁護士・パートナー）

akihisa_shiozaki@noandt.com

危機管理・不祥事対応チーム。国際的リコール案件、大型会計粉飾事件、増資インサイダー事件、大相撲八百長調査、円LIBOR金利不正操作事件、食品偽装事件、大型製薬調査案件等々国内外の数多くの企業不祥事の解決に携わる。2006年から2007年まで首相官邸勤務。第一東京弁護士会・民暴委員会副委員長。

**福井 信雄**（弁護士・パートナー）

nobuo_fukui@noandt.com

シンガポール・オフィス代表。2010年から3年間インドネシアの現地法律事務所にて執務後、2013年から現在に至るまでシンガポールを拠点に日本企業の東南アジア進出に伴う法務面の支援を行っている。特にインドネシア法務には直近10年間従事し続けており、日本企業と現地企業とのM&A取引や不動産開発プロジェクト等の大型進出案件や、現地子会社の不祥事調査、贈収賄関連のコンプライアンス問題、労務、競争法等の企業法務の分野に関して豊富な経験を有する。

**山本 匡**（弁護士・パートナー）

tadashi_yamamoto@noandt.com

2009年から14年にかけてインドにて勤務（マルチスズキ社・現地法律事務所・日系証券会社）。2014年から17年、長島・大野・常松法律事務所シンガポール・オフィス勤務を経て東京オフィスにて勤務。インドを中心とする新興国案件を中心にアドバイスを行っている。

**川合 正倫**（弁護士・パートナー）

masanori_kawai@noandt.com

長島・大野・常松法律事務所上海オフィス一般代表。2011年中国上海に赴任し、2012年から2014年9月まで中倫律師事務所上海オフィスに勤務。上海赴任前は、主にM&A、株主総会等のコーポレート業務に従事。上海においては、分野を問わず日系企業に関連する法律業務を広く取り扱っている。

**澤山 啓伍**（弁護士・パートナー）

keigo_sawayama@noandt.com

ハノイ・オフィス代表。2011年以来ベトナム・ハノイを拠点として執務しており、ベトナム及び周辺国への日系企業の事業進出や現地企業の買収、インフラ投資案件、既進出企業の現地でのオペレーションに伴う法務（事業拡大のための法令調査、紛争、労務、取引契約レビュー等）を中心にアドバイスを行っている。

**佐々木 将平**（弁護士・パートナー）

shohei_sasaki@noandt.com

長島・大野・常松法律事務所パートナー／バンコクオフィス代表。2005 年東京大学法学部卒業。2011 年 University of Southern California Gould School of Law 卒業（LL.M.）。日本企業の東南アジアへの進出、現地企業の買収案件及び在タイ日系企業の企業法務全般にわたる支援を行っている。

**長谷川 良和**（弁護士・パートナー）

yoshikazu_hasegawa@noandt.com

商社勤務を経て弁護士登録。Allen & Gledhill LLP（シンガポール）出向を経て、2013 年 1 月からシンガポール・オフィス勤務。シンガポール、マレーシア、ミャンマーをはじめ東南アジアその他アジア地域への進出、M&A、ジョイント・ベンチャー、エネルギー・インフラ案件、危機対応等、企業法務全般にわたり日系企業の支援を行っている。

**坂下 大**（弁護士・パートナー）

yutaka_sakashita@noandt.com

2007 年に長島・大野・常松法律事務所に入所し、クロスボーダー案件を含む多業種にわたる M&A、事業再生案件等に従事。2015 年よりシンガポールを拠点とし、アジア各国における M&A その他種々の企業法務に関するアドバイスをを行っている。

慶應義塾大学法学部法律学科卒業、Duke University, The Fuqua School of Business 卒業（MBA）。日本及び米国カリフォルニア州の弁護士資格を有する。

丸田 颯人（弁護士）

hayato_maruta@noandt.com

2019 年長島・大野・常松法律事務所入所。主に、危機管理・企業不祥事対応、コンプライアンス等を取り扱っている。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

長島・大野・常松 法律事務所

www.noandt.com

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号 J P タワー

Tel: 03-6889-7000（代表） Fax: 03-6889-8000（代表） Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、約 500 名の弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所です。東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ及び上海にオフィスを構えるほか、ジャカルタに現地デスクを設け、北京にも弁護士を派遣しています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガル・サービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

NO&T Client Alert の配信登録を希望される場合には、<<https://legal-lounge.noandt.com/portal/subscribe.jsp>>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<client-alert@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承くださいませようお願いいたします。